

# 宿泊約款

## 1(範囲)

当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 2(契約の申し込み)

当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- 1) 宿泊者名
- 2) 宿泊日及び到着予定時刻
- 3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
- 4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## 3(契約の成立等)

宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。

ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限りです。

## 4(客の支払いを要しないこととする特約)

前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 5(契約締結の拒否)

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客等当館が提供するサービスの利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 当館に關し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 若手県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき。

## 6(客の契約解除権)

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限りです。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 7(当館の契約解除権)

当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客等当館が提供するサービスの利用者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 若手県旅館業法施行条例第6条の規定する場合に該当するとき。
- (8) 寝室での喫煙、消火用設備等に対する行為等、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 8(宿泊の登録)

宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊者の氏名、年令、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第12項の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行うときは、あらかじめ、前項の登録時これを呈示していただきます。

## 9(客室の使用方法)

宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日および出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に際しては、この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過3時間までは、室料相当額の30%
- (2) 超過6時間までは、室料相当額の60%
- (3) 超過6時間以上は、室料相当額の100%

3 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

## 10(規則の遵守)

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 11(営業時間)

当館の主な施設等の営業時間はフロント、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

2 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## 12(料金の支払い)

宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能となったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 13(当館の責任)

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 14(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 15(託付物の取扱い)

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は10万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館内にお預けになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、10万円を限度としてその損害を賠償します。

## 16(宿泊客の荷物又は携帯品の保管)

宿泊客の荷物、宿泊に先立ち当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は当該所有者に連絡をするともにその指示を求めるとします。ただし当館が当該荷物又は携帯品を発見した日から7日後までの間（飲食料、雑誌に関しては発見した日）に所有者の指示がない時または所有者が判明しない時、宿泊客は当該荷物又は携帯品の所有権を放棄するものとします。

3 前項ただし書きの場合、当館は当該荷物又は携帯品を処分できるものとします。宿泊客は当館が行った当該荷物又は携帯品の処分について異議を述べず、当該荷物又は携帯品に対する損害賠償請求権を放棄するものとします。

## 17(駐車場の責任)

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 18(宿泊客の責任)

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

## 第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内訳
客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料+朝・夕食料）
	追加料金	③追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金
	税金	イ. 消費税 口. 入湯税

備考1.基本宿泊料は、フロント及び客室内に掲示する料金表によります。

2.子供料金は小学生以下に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。寝具、及び食事を提供しない幼児については2,000円をいただきます。

## 第2 違約金（第6条第2項関係）

申込人数	不泊	契約解除の通知を受けた日												
		当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	8日前	14日前	15日前	20日前	30日前	
国内	14名まで	100%	100%	50%	30%	30%	10%	10%	10%					
	15～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%	30%						
	31～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	30%	30%				
	101名以上	100%	100%	100%	100%	100%	50%	50%	50%	30%	30%	30%	30%	30%
海外※1	14名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	30%	30%				
	15名以上	100%	100%	100%	100%	100%	50%	50%	50%	30%	30%	30%	30%	30%

※1 宿泊者の主たる居住地为海外の場合

注)

1.)は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。

2.契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。

3.15名様以上の団体様で宿泊をお申込み頂いた方について一部のお客様が契約を解除、または申し込みをキャンセルされた場合(以下「キャンセルされたお客様」と言います)、当館はキャンセルされたお客様のうち当該団体様のお客様が宿泊される初日から起算して10日前(その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊予定人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)に該当する人数を上限として違約金を免除致します。

海外のお客様

1.海外の旅行会社様につきましては、申込時にクレジットカードによって宿泊料金を事前決済いただく場合を除き、インターネットエージェント(楽トラベル・じゃらんnet等)経由によって申し込みを頂いたとしても当館は宿泊を承らない事と致します。なお事前決済によるインターネット経由のお申し込みを行われた場合、当館が旅行会社に対して支払うべき販売手数料は発生いたしません。

2.団体のお客様の場合は宿泊料金を宿泊日の14日前まで(ご宿泊日14日未満でお申し込みの場合はお申し込みの翌日まで)に事前に当館指定口座にお振込みいただきます。お振込みの確認ができない場合は予約をキャンセル致します。

## 19 (宿泊客見舞金規定)

当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合には、別に定める宿泊客見舞金規程に記載の事項を実施いたします。

### 宿泊客見舞金規程

#### (目的)

##### 第1条

本規程は、宿泊客の死亡に際し、当館が弔意を表して給付する金品等に関し、必要な事項を定めたものです。

#### (死亡弔慰金等)

##### 第2条

当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に傷害以外の事由により死亡した場合に以下に掲げる事項を実施いたします。ただし、「当館宿泊中」とは、当館にチェックインしてからチェックアウトするまでの間とします。

- ①遺族に対して、死亡弔慰金を給付いたします。死亡弔慰金の金額は、死亡した宿泊客1名につき、10万円を限度とします。
- ②状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に、当館の役員、従業員又は当館が指定する代表者が出席いたします。
- ③状況に応じ、死亡した宿泊客の葬儀に当館より献花等を行います。

#### (給付の期限)

##### 第3条

次のいずれかに該当する場合は、前条に掲げる事項を実施いたしません。

- ①宿泊客の大麻、あへん、麻薬、又は覚せい剤、シンナー等の使用によって死亡した場合
- ②宿泊客の妊娠、出産、早産又は流産が原因で死亡した場合
- ③宿泊客の自殺行為によって死亡した場合
- ④核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故が原因で発症した疾病によって死亡した場合
- ⑤前項以外の放射線照射または放射能汚染によって発症した疾病によって死亡した場合
- ⑥細菌性植物中毒によって死亡した場合

#### (書類の提出)

##### 第4条

死亡した宿泊客の遺族が本規定に定めるところに従って死亡弔慰金を受け取ろうとするときは、以下の書類を当館にご提出いただくものとします。

- ①所定の死亡弔慰金請求書
- ②医師の死亡診断書または死体検案書
- ③死亡した宿泊客と死亡弔慰金を受け取る方の関係を証明する書類

#### (保険会社との契約)

##### 第5条

第2条に定める死亡弔慰金の支払い等を確実にするため、その保全措置として、当館は死亡弔慰金等のすべてまたはその一部について、保険会社と保険契約を締結することがあります。

## 20 (宿泊客災害時振替宿泊費用規定)

当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に当館から火災、落雷、破裂・爆発の発生により、安全上の理由から宿泊客に対し振替宿泊施設を手配した場合には、別に定める「宿泊客災害時振替宿泊費用規定」に記載の事項を実施いたします。

### 宿泊客災害時振替宿泊費用規定

#### (目的)

##### 第1条

本規定は、当館からの火災、落雷、破裂・爆発発生の際、当館が宿泊客に対して手配・給付する金品等に関し、必要な事項を定めたものです。

#### (振替宿泊費用等)

##### 第2条

当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に当館からの火災、落雷、破裂・爆発の発生により、安全上の理由から宿泊客に対し振替宿泊施設を手配した場合に以下に掲げる事項を実施します。ただし、「当館宿泊中」とは、当館にチェックインしてからチェックアウトするまでの間とします。

- ①宿泊客に対して振替宿泊施設を手配いたします。振替宿泊費用の金額は、宿泊客1名につき、15,000円を限度、かつ、振替宿泊の条件（食事の有無等）は当館宿泊時の条件と同等といたします。
- ②状況に応じ（振替宿泊施設が手配できなかった場合等）、振替宿泊費用を見舞金として支給することがあります。見舞金の金額については、宿泊客1名につき当館宿泊費用と同程度、かつ、15,000円を限度とします。

#### (給付の制限)

##### 第3条

次のいずれかに該当する場合は、前条に掲げる事項を実施いたしません。

- ①火災、落雷、破裂・爆発以外の場合
- ②当館以外の施設を原因として発生した火災、落雷、破裂・爆発事故の場合

#### (書類の提出)

##### 第4条

宿泊客が、本規定第2条第2項の定めに従い見舞金を受けるときは、以下の書類を当館にご提出いただくものとします。

- ①見舞金受取の領収書

#### (保険会社との契約)

##### 第5条

第2条に定める振替宿泊費用の支払等を確実にするためその保全措置として、当館は振替宿泊費用のすべてまたはその一部について、保険会社と保険契約を締結することがあります。